

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		あまくさ農業協同組合		
■取組方針掲載ページのURL :		http://jaamakusa.or.jp/contact/use/		
■取組状況掲載ページのURL :		http://jaamakusa.or.jp/contact/use/		
原則		原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所
原則2 注		【顧客の最善の利益の追求】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企业文化として定着するよう努めるべきである。	実施	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
原則3 注		【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反に適切に対処すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	実施	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供 3. 利益相反の適切な管理
原則4 注		【手数料等の明確化】 金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	2. お客様本位の提案と情報提供
原則5 注1 注2 注3 注4 注5		【重要な情報のわかりやすい提示】 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。 重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性(年齢や性別等)と販売する理由(利得等) ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれに取引又は業務に及ぼす影響 ・金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、個別に購入することができるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を比較することが可能となるよう、その重要な情報について提供すべきである。(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。	実施	2. お客様本位の提案と情報提供
原則6 注1 注2 注3 注4 注5 注6 注7		金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確・平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。 金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく述べるべきである。単純でリスクの低い商品販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することができるよう簡潔に説明するなどして、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく述べるべきである。 金融事業者は、顧客に対して情報を提供する場合には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	2. お客様本位の提案と情報提供
原則7 注1 注2 注3 注4 注5 注6 注7		【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況・取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行るべきである。 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・顧客の意向を確認した上で、つまり、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行なう。 ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の規定を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と比較しながら行なうこと。 ・金融商品・サービスの販売においては、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行なうこと。 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の組成に携わる金融事業者においては、それを十分に理解し合って、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。 金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引を顧客を受けやすい顧客の顧客属性(年齢や性別等)と販売する場合においては、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等を行う場合に、顧客の属性に応じて、金融商品の販売を行なうべきである。 金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じて、金融取引に関する基礎的な知識を得たうえでの情報提供を積極的に行なうべきである。 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製品全体として顧客の最善の利益を實現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に譲り、金融商品を実際に購入した顧客属性による特徴や、金融商品による顧客の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。 金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクトガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行われているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべきである。	実施	2. お客様本位の提案と情報提供
補充原則1 注1 注2		【従業員に対する適切な融通づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な融通づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。 金融事業者は、各原則に付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに記載する代替案の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。 【健全な会計】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、会計商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたらすと共に自身の経営を持続可能なものにするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分な資本を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理念に沿ったガバナンスの構築と実践を行なうべきである。	実施 非該当	4. お客様本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築 1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
補充原則2 注1 注2		【体制整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライサイクル全体のプロダクトガバナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成から顧客に至る金融商品のライサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制を整備すべきである。 その上で、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理を適切に行なうとともに、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。 金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供
注2		金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトガバナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガバナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCAサイクルを確立すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	あまくさ農業協同組合		
■取組方針掲載ページのURL :	http://jaamakusa.or.jp/contact/use/		
■取組状況掲載ページのURL :	http://jaamakusa.or.jp/contact/use/		
原則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
【金融商品の組成時の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がその二つに最も合致するものであることを勘案し、商品の持続可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきである。また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に対して、顧客の最高の利益を実現する観点から、販売対象として適切な想定顧客属性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透するよう情報連携すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
注 1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証することも、恣意性が生じない適切な検証期間の下でスクリーニング・コントロールの合理性等を検証すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
補充原則 3 注 2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、想定顧客属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、顧客の属性は、取扱い範囲の属性及び販売目的、二つ以上ある場合として複数体同時に認めるべきであり、必要に応じて想定される販売方法等の留意すべきである。その際、商品を購入すべきでない顧客（例えば、元本投資のおそれのある商品について、元本確保を目的としている顧客等）も想定すべきである。また、複雑な金融商品や運用・分配手法等の顧客ニーズに合致させるよう組成しているのか、また、それが当該金融商品に適切に反映されているかを検証を行い、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
注 3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、製版全体として最適な金融商品を顧客に提供するため、顧客のニーズに対する想定顧客属性の特定に当たり、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきである。また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
補充原則 4 注 1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恣意性が生じない適切な検証期間の下でスクリーニング・コントロールの合理性等を継続的に検証すべきである。当該金融商品により提供しようとしている付加価値の提供が達成できない場合には、金融商品の販売、他の金融商品との併合、線上市債券等の償却を行ふとともに、その後の商品組成・提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見直しにも、必要に応じて活用すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
注 2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成後の検証に必要な情報の提供を金融商品の販売に携わる金融事業者から受け取るべきである。情報連携すべき内容は、より良い金融商品を顧客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実際に購入した顧客属性に係る情報のほか、例えば顧客からの苦情や販売状況等も考えられる。金融商品の販売に携わる金融事業者から情報提供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも検討すべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者から得られた情報を踏まえた検証結果については、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者に還元すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
注 3 金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や見直しを行うべきである。金融商品の組成に携わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者との間で連携する情報については、必要に応じて外部委託先にも連携すべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
補充原則 5 注 1 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者を通じて、その運用体制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例えば、運用を行う者の判断が重要な金融商品については、当該金融事業者のビジネスモデルに応じて、運用責任者や運用の責任を負う者について、本人の同意の下、氏名、業務実績、投資実績等情報を提供し、又は運用チームの構成や業務実績等情報を提供するべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供
注 2 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行ふべきである。	非該当	1. お客様への最良・最適な商品、共済仕組み・サービスの提供	1組合員・利用者への最良・最適な商品、共済仕組みサービスの提供

【照会先】

部署	金融部
連絡先	kinyuu@jaamakusa.or.jp